令和８年 10 月 31 日

県立八海高等学校　部活動に係る活動方針

１．目標

（１）部活動は学校教育の一環として実施する。

（２）心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

（３）技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

２．本年度の部活動

（１）本年度設置する部活動について

スキー部、陸上競技部、レスリング部、女子バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部、福祉部、ビジネスコンピューター部、芸術・創作部、写真部、生活科学部

（２）活動時間及び日数について

① 活動時間　学　期　中　平日２時間程度、週休日等３時間程度（練習試合、大会、合宿等を除く）
長期休業中　平日・週休日等３時間程度（練習試合、大会、合宿等を除く）

② 休 養 日　・週当たり２日以上の休養日（平日１日以上、週休日等１日以上）を設けることを原則とする。
・年間で 100 日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てることとする。（別紙「年間活動計画」による）

③ そ の 他　・定期考査１週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
・学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
・平日の休養日の変更は可能な限りその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、３か月以内に補う。

（３）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 県高体連・高文連主催、共催、後援の大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

３．部活動運営について

（１）部活動における不適切な指導の根絶について

部活動において、人格や尊厳を無視する、体罰、暴言、ハラスメント等による不適切な指導、また、指導者自身の価値観や成功体験の一方的な押し付け、自己の感情の発散や自己実現、生徒を自己評価や自己顕示の手段として利用するような指導は、いかなる理由があっても許されないとの認識に立ち、不適切な指導をしない、容認しない、見逃さないことを徹底する。

（２）保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。